
第2回 日吉津村議会定例会会議録〔第4日〕

令和3年6月18日（金曜日）

議事日程（第4号）

令和3年6月18日 午後1時30分 開議

- 日程第 1 陳情第 1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
(教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第 2 陳情第 2号 地方財政の充実・強化を求める陳情について
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 3 議案第 26号 日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 27号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第3回）について
- 日程第 5 議案第 28号 鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約の変更に関する協議について
- 日程第 6 議案第 29号 複合型子育て拠点施設新築工事（建築）請負契約について
- 日程第 7 議案第 30号 複合型子育て拠点施設新築工事（電気設備）請負契約について
- 日程第 8 議案第 31号 複合型子育て拠点施設新築工事（機械設備）請負契約について
- 日程第 9 発議第 1号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について
- 日程第 10 発議第 2号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 日程第 11 議員派遣の件について
- 日程第 12 行財政調査特別委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 13 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 14 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 15 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 16 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 陳情第 1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府

予算に係る意見書採択の陳情について

(教育民生常任委員長審査報告)

日程第 2 陳情第 2 号 地方財政の充実・強化を求める陳情について

(総務経済常任委員長審査報告)

日程第 3 議案第 26 号 日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 27 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 3 回)について

日程第 5 議案第 28 号 鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約の変更に関する協議について

日程第 6 議案第 29 号 複合型子育て拠点施設新築工事(建築)請負契約について

日程第 7 議案第 30 号 複合型子育て拠点施設新築工事(電気設備)請負契約について

日程第 8 議案第 31 号 複合型子育て拠点施設新築工事(機械設備)請負契約について

日程第 9 発議第 1 号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について

日程第 10 発議第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

日程第 11 議員派遣の件について

日程第 12 行財政調査特別委員会の閉会中の継続調査について

日程第 13 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 14 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 15 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 16 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員(10名)

1 番 長谷川 康 弘

2 番 井 藤 稔

3 番 橋 井 満 義

4 番 三 島 尋 子

5 番 松 本 二三子

6 番 河 中 博 子

7 番 前 田 昇

8 番 松 田 悦 郎

9 番 加 藤 修

10 番 山 路 有

欠席議員(なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 中 田 達 彦 総務課長 小 原 義 人
総合政策課長 福 井 真 一 住民課長 矢 野 孝 志
福祉保健課長 橋 田 和 久 建設産業課長 益 田 英 則
教育長 井 田 博 之 教育課長 横 田 威 開
会計管理者 西 珠 生

午後 1 時 30 分 開議

○議長(山路 有君) 皆さんこんにちは、毎日うっとおいしい日が続きます。ただいまから令和 3 年 6 月第 2 回定例会最終日を開会します。6 月 7 日から本日 6 月 18 日までの 12 日間、議員の皆さんには慎重審議、特に時節、コロナ関係の緊急な対応が求められる議案につきましては、より慎重審議いただきました。ご苦労様でした。

本日は最終日、議案等の採決となります。本日は起立採決で行います。よろしくお願ひします。

ただいまの出席議員数は、10 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第 1 陳情第 1 号

○議長(山路 有君) 日程第 1、陳情第 1 号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022 年度政府予算に係る意見書採択の陳情ついてを議題とします。

本陳情は本会議において教育民生常任委員会に審査を付託していますので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

前田教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長(7 番 前田 昇君) 教育民生常任委員長の前田であります。皆さまに

すでに配布されております陳情審査報告書に基づいてご報告を申し上げます。

令和3年6月18日日吉津村議会議長山路有様、教育民生常任委員長前田、陳情審査報告書、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告します。

陳情第1号、付託の年月日、6月7日、件名、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてということで、審査結果採択というふうに記載をしております。

6月10日に委員会を開催しまして、全員一致で採択になりました。少し踏み込んでご報告申し上げたいと思います。この陳情は、同種の陳情がこの時期、何回か繰り返し毎年出されているのであります。陳情者は、鳥取県高等学校教職員組合西部支部支部長田中繁、鳥取県教職員組合西部支部支部長内田浩文ということで、陳情の趣旨、理由につきまして簡単にご説明しますが、改正義務標準法というものが成立いたしましたして、従来小学校の国の定めます基準が40人以下ということでいわれてきているわけですが、すでに1年生におきましては35人に引き下げることが実施されております。今回の改正案によりまして、今年から2年生が35人となり、今後年次的に40人学級が35人学級になっていくというふうな法律が成立をしております。

この改正の背景におきましては、学校現場におきまして今の新型コロナウイルスの感染症対策による、教室の消毒作業など非常に業務が増大をしております。また、ここ近年の貧困、いじめ、不登校など子どもたちの環境を解決すべき課題は山積してございまして、教員の負担も大きくなっていると、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究とか、授業準備の時間を十分教員が確保することが困難な状況になっていると、さらに教員をはじめとする学校での働き方改革というものを、実現をするために加配の教員の増員や少数職種の配置増など、定数の改善が不可欠であると、そういった点を踏まえ、子どもたちに手厚い指導が行き渡るように定数を35人にするというので、さらには中学校における少人数学級、あるいは35人をさらに30人にしていこう、そういう方向で現場の方から予算の増額が求められていると、そういった内容の陳情であります。

陳情項目3点ありまして、中学校、高等学校での35人学級を早期有に実施すること。また、さらなる少人数学級にて検討すること。二つ目、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。三つ目、自治体で国の標準を下回る学級編成基準の弾力的運用の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

以上の3点を基本に衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣宛てに意見書を提出されたいという趣旨の陳情でありました。

これに基づいて、委員会の方で協議しましたが、基本的に教育を進めるに当たっては時間や予算が掛かるものであって、人件費を削減することによる財源確保は容易ではありませんが、教育にはそれなりの予算を掛けるべきだろうというふうな意見、そのことによって教員の資質向上にも努めてもらいたいという意見、ありました。

それから本件ではすでに30人学級というようなことで、国の基準に先駆けた対応がされておりますが、クラスが増えた分の教員は非常勤講師でまかなっているし、あるいは市町村も含めた負担をすることによってそれが実施されておりますので、国の制度としてきちんと保証されるということは大変重要なことだというふうな意見もあります。

それから今回は小学校を年次的に改善するものでありますが、中学校の体制の強化も今後の課題になるだろうということでもあります。先ほども申し上げましたように、現在のコロナ禍の対応として、ギガスクールやオンライン学習、あるいは不登校児童への対応など教員に対してはさまざまな役割が求められているので、教員の過労や若年教員の不調などそういった課題を改善するのを諮らねたいということです。

そのほかにもいろいろなご意見は出ておりましたが、概ね全員が学校に対する一步でも手厚い対応を求めて、全会一致で採択すべきということに達しましたので、以上報告に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから陳情第1号を採決します。本陳情に対する委員長報告は採択すべきものであります。本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって陳情1号は採択とすることに決定しま

した。

日程第 2 陳情第 2 号

○議長（山路 有君） 日程第 2、陳情第 2 号地方財政の充実・強化を求める陳情についてを議題とします。本陳情は、本会議において総務経済常任委員会に審査を付託していますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（3 番 橋井 満義君） 総務経済常任委員長の橋井でございます。さる 6 月 7 日議会開会初日におきまして、本陳情第 2 号を総務経済常任委員会に付託をされております。陳情第 2 号、地方財政の充実・強化を求める陳情であります。

まず、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第 94 条第 1 項の規定によりご報告を申し上げます。結果といたしましたは、本陳情第 2 号については、委員会全会一致で採択ということでございます。

本陳情につきましては、去る 6 月 10 日 13 時 30 分より役場庁舎内委員会室において審議をしております。出席者わたくし委員長橋井、そして敬称を略させていただきますが、三島、井藤、長谷川、山路各委員であります。そして本陳情第 2 号の提出をいただいております陳情者鳥取市南町 505 番地自治労鳥取県本部執行委員長山口一樹氏そして日吉津村大字日吉津 872 番地 15 日吉津村職員労働組合執行委員長里英樹氏であります。

ちなみに本陳情につきまして、陳情内容の詳細についてまず、陳情の趣旨なりそれを承りたいということでもございましたので、本村職員労働組合執行委員長の里氏に参考人として出席を願ったものでございます。陳情を文章等でなかなか読み切れないところもあり、そしてこれらを、提出者から詳細に承ることが適切である判断ができると思ひ、出席願ったものでございます。

その審査の結果ではございますが、まず、地方財政の充実・強化を求める陳情ということで、趣旨並びに陳情の事項が 11 と多岐にわたっております。それらを要約いたしますと、まず、これらの陳情を提出することによる目的としては、やはり地方自治体が地方財政の充実を図っていくことにより、住民サービスの低下にならないようにということが本旨の状況でございます。

そしてこれらに懸念されることが、今デジタルガバメント等ということで、自治体の今しておりますシステムについてはさまざまな業者からのシステムが入っております。これらを平準化しようかということについては、これらのシステムを更にシャッフルをして、一本化にしていくと

いうことであります。そうしますと、さまざまなシステム変更やそれにかかわる職員、そしてその他の業務に携わっている方々です。それらが一同に混乱をきたすような状況にもなりかねない。そして、これらをデジタル業務に関わる業者については、これらを平準化することによるかせん状況が懸念をされるということで心配をされております。

そして、特別交付税等にありましては、まず、支給水準が国の基準をベースにしておりまして、これを超えるところについては、特別交付税の実際には減額措置等がおこなわれ、とても各自治体が平均化しているということではない状況の一つはあります。これらをやはり是正をし、きちっとした財政措置を確保していただきたいということが大きな点でございました。

さまざまな意見等も各委員の方からも出たわけでございますが、参考人の方に大変お世話になり、これらの議論が深まったというふうを考えております。ということで、本案件につきましての陳情は、各委員全会一致で採択すべきというふうになりました。各議員のみなさま、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。以上、総務経済常任委員会からの報告でございました。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。陳情第2号の質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので質疑を終わります。これから討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから陳情第2号を採決します。本陳情に対する委員長報告は採択すべきものであります。本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって陳情第2号は採択とすることに決定しました。

日程第3 議案第26号

○議長（山路 有君） 日程第3、議案第26号日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。これから議案第 26 号を採決します。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって議案第 26 号は原案のとおり、可決されました。

日程第 4 議案第 27 号

○議長（山路 有君） 日程第 4、議案第 27 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 3 回）についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第 27 号を採決します。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 28 号

○議長（山路 有君） 日程第 5、議案第 28 号鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約の変更に関する協議についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第 28 号を採決します。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 29 号 から 日程第 8 議案第 31 号

○議長（山路 有君） 日程第 6、議案第 29 号複合型子育て拠点施設新築工事（建築）請負契約について、日程第 7、議案第 30 号複合型子育て拠点施設新築工事（電気設備）請負契約について、日程第 8、議案第 31 号複合型子育て拠点施設新築工事（機械設備）請負契約について一括議題とします。本 3 議案は、追加議案でありますので、提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました、議案第 29 号から議案第 31 号までの請負契約について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第 29 号複合型子育て拠点施設新築工事(建築)請負契約についての提案理由をご説明申し上げます。

この議案は、日吉津村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によりまして、本議会の議決をお願いするものでございます。

本契約は、複合型子育て拠点施設新築工事(建築)に関するもので、6 月 14 日に 5 企業体による指名競争入札を行い落札業者と 16 日に仮契約を締結いたしました。契約の目的は、複合型子育て拠点施設新築工事(建築)、契約の方法は、指名競争入札、契約の金額は、9 億 3,500 万円、契約の相手方は、松本組・津田建築特定建設工事共同企業体、代表者は株式会社松本組代表取締役喜多村一彦氏、工期は、日吉津村議会議決日の翌日から令和 5 年 2 月 20 日まででございます。

次に、議案第 30 号複合型子育て拠点施設新築工事(電気設備)請負契約についての提案理由をご説明申し上げます。

この議案は、日吉津村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によりまして、本議会の議決をお願いするものでございます。

本契約は、複合型子育て拠点施設新築工事(電気設備)に関するもので、6 月 14 日に 3 企業体による指名競争入札を行い落札業者と 17 日に仮契約を締結いたしました。契約の目的は、複合型子育て拠点施設新築工事(電気設備)、契約の方法は、指名競争入札、契約の金額は、1 億 2,853 万 5,000 円。契約の相手方は、栄和電気工事・斉木電気設備特定建設工事共同企業体、代表者は栄和電気工事有限会社代表取締役金山福雄氏、工期は、日吉津村議会議決日の翌日から令和 4 年 7 月 29 日まででございます。

次に、議案第 31 号複合型子育て拠点施設新築工事(機械設備)請負契約についての提案理由をご

説明申し上げます。

この議案は、日吉津村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定(予定価格 5,000 万円以上の工事請負の契約)に基づき、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、本議会の議決をお願いするものでございます。

本契約は、複合型子育て拠点施設新築工事(機械設備)に関するもので、6月14日に4企業体による指名競争入札を行いました。不落札の為、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低価格入札者と商議を行い、16日に仮契約を締結いたしました。

契約の目的は複合型子育て拠点施設新築工事(機械設備)、契約の方法は随意契約、契約の金額は1億4,300万円。

契約の相手方は、モチダ・大陽日酸エネルギー中四国支社山陰支店特定建設工事共同企業体、代表者は、株式会社モチダ代表取締役持田光雄氏、工期は、日吉津村議会議決日の翌日から令和4年7月29日まででございます。

以上、議案第29号から議案第31号までの提案説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認賜りますよう、よろしく御願いたします。

○議長(山路 有君) 提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。なお、質疑及び討論・採決は議案ごとに行います。

議案第29号の質疑を行います。質疑はありませんか。

前田議員。

○議員(7番 前田 昇君) 7番、前田です。三つの入札結果を報告いただいたわけですが、全般的に共同企業体ばかり参加をし、その中から指名をされているということですが、この辺のことがあまり理解がないので、この特定建設工事共同起業体を結成するということの、いわば、そういったところを指名するとのメリットとか、必要性とか、請負額にもよると思いますが、従来あまり本村でなかった形かなあと思うんで、そのあたりのことをご説明いただきたい。

それに伴って、要は共同企業体を結成する各会社は個別に指名願かなんかを出してるんですかね。その辺のことも含めて教えていただけたらと思います。

それから特にこの建築工事については、他の電機や機械の工事に比べて、いわゆる工期が長くなっておりますよね、半年ぐらい伸ばしてあります。電気なんかは最終的に建設工事が終わって電気を配置するみたいな、あるいは機械を配置するというイメージなんですけれども、あえてこ

の建築工事が他に比べて半年以上長いのは、周辺の整備なのかなと思ったりしますが、その辺の理由をお知らせいただいたらなというふうに思います。

それからもう1点、直接議案に関係しないかも知れませんが、この建築の詳細設計図面というものは、われわれにも見える形になってるのでしょうか。そのあたりも付属で説明いただいたらと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員の質問にお答えいたします。まず、共同企業体による入札ということでありまして、今回は特定建設工事共同企業体を導入させていただきました。これは大規模かつ技術的に難度の高い工事を施行していただくという際に、技術力を結成して安定した工事施工を行なっていただくために、今回の工事の規模や性格等を照らし合わせて、この施行ということが望ましいということで、共同企業体によるものにさせていただきました。

この運用にあたりましては、今まで日吉津村では運営の基準を定めておりませんでしたけれども、令和3年4月1日から日吉津村特定建設工事共同体運用基準というものを定めさせていただきました。これにのっとり進めさせていただきました。

つづきまして、指名の仕方ということになるかと思っておりますけれども、予備指名ということで業者を選定させていただきました。鳥取県の建設業者審査結果を活用させていただきました。実績のある事業者の方にこのJV方式での参加希望ということを取らせていただいた中で、上がってきた共同企業体が結果のとおり企業体数であったということでもあります。それから工期の方が建築についてだけ長くなっているというところがございますけれども、こちらにつきましては電気それから機械設備につきましては、保育所施設それから児童館部分になる施設の建築が終わって、その後の2期工事として児童館の園庭でありますとか、駐車場の設備工事というものが2期工事として後にやってまいります。

それから現在あります保育所の取り壊しというの、後からの工期にはいつてくるものでございますので、そちらが今の建築の方で予定をされていますので、工期が長くなっているということでもあります。

それから建設の詳細の図面につきましてですけれども、こちらにつきましては今の段階でどのようなかたちでお示しができるかというところが、わかりかねるところがあるんですけれども、すみませんちょっと、この部分について答えが、はい。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○**村長（中田 達彦君）** 村長でございます。あの、図面についてでございますけれども、これまで議員の皆さま方それから村民の皆さまにも、平面図とかパースをご覧いただいてご説明を差し上げてきたわけですが、その配置等から大きな変更はないということでございます。ですので、これまでお示しをしている図面によって、設計が詳細設計をしてきてそれに基づいた形で今回入札を行ったということでございます。以上です。

○**議長（山路 有君）** 前田議員。

○**議員（7番 前田 昇君）** 今の共同企業体の要綱については、きょうでなくてもいいですけども、見せていただきたいなというふうな気持ちです。

それから最後の図面についてですが、いわゆる最初のころの平面図だけしか見ていないと思うんですけども、通常規模も大きいですから例えば立面図とか、いわゆる詳細図面でなくてもある程度の図面は公表していくべきじゃないかなというように思うんで、それはちょっとお互いどの図面だっということがずれがあるかも知れませんが、村民になるべく公表するかたちでやられるべきだと思うんで、その点を検討をいただきたいということで、以上です。

○**議長（山路 有君）** 答弁は。

〔「1点目は。」と呼ぶ者あり〕

○**議長（山路 有君）** 1点目だけ。

○**村長（中田 達彦君）** 村長でございます。2点目の図面が見れるようにということだと思えます。どういったかたちで閲覧をいただくのがいいのか、ちょっと、少し検討をしてみたいと、以上です。

○**議長（山路 有君）** 共同事業体のその要綱は提出願えるか、そのあたり。

橋田福祉保健課長。

○**福祉保健課長（橋田 和久君）** 前田議員のご質問にお答えします。先ほど申し上げました特定建設工事共同企業体運用基準というものを定めておりますので、こちらの方は後ほどお配りさせていただきますようにご用意いたします。

○**議長（山路 有君）** ほかにありませんか。

三島議員。

○**議員（4番 三島 尋子君）** 4番、三島です。先ほどありました図面については、ぜひ、議員には配っていただきたいなというふうに思っています。よろしくお祈りします。

それと、入札につきましては4月までですかね、なんか届け出をするようになってますね。会

社、こういうものを総務課の方にでしょうか、そういう所にこういう企業体っていうのも、届け出があるものなんでしょうかね。

○議長（山路 有君） 保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 三島議員のご質問にお答えします。先ほどご質問のあった件につきましては、指名願のことでありましょか。はい。そういたしますとそれは2年に1回という形で指名願いを総務課の方に提出いただいております。それは企業ごとに出していただいております、それを先ほど申しあげました予備指名の段階で、日吉津村の方に指名願の出ている企業さんの方に、お声かけをさせていただいたということでございます。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） そうしますと、もうはじめからこの企業体で組んであったので、企業体だけに出されたということで、これ以上には出してはおられない、3企業体以上ですっていうことになっていますよね、ですので5企業体だからそれはいいなあとは思っていますけれども、それ以上はなかったということ、評価はこの5企業体で日吉津村の評価に達したということで、されたということなんですよ。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。あの、先ほど担当課長申しあげましたように、登録があるのはあくまでも、個別の業者の登録指名願が出ているわけございまして、そこの中からこの建築に関していいますと、県の審査結果によりますところで村に指名願が出ているのが11社ございました。そこに対して、先ほど申しあげました予備指名というのを各社に出させていただきまして、それぞれに、その中で事業者さんどうしがその共同事業体というのを組んで、この度2社ずつ5つの共同事業体が組まれたわけでございますけれども、そこは独自にといいますか、組まれて、この度入札に参加をいただいたということです。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） わかりました。ちょっと、財務規則とかいろいろそういうものを見てみますと、他のことも行政でする時は告示とか公示とかやりますけれども、一般競争入札には何か書いてありますが、この指名競争入札というのはそういう文言がないので、それはしなくてもいいものなんでしょうか。ホームページでちょっとみたんですね、こうされたのかなあと思って見たら載ってないような気がしましたけれども、それは必要ないってことなんでしょうか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○**村長（中田 達彦君）** 村長でございます。この度の工事でございますけれども、冒頭、課長の方からもご説明を申し上げました。非常に大規模かつ技術難度の高い工事であるということから、地元で実績のある業者ということで、県の審査結果も踏まえたところでこちらの方から通知、指名をさせていただいたということでございます。以上です。

○**議長（山路 有君）** ほかにありませんか。そうしますと質疑がないようですので、以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに反対討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（山路 有君）** つづいて、賛成討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（山路 有君）** ないようですので討論を終わります。これから議案第 29 号を採決します。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○**議長（山路 有君）** 起立全員と認めます。したがって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 30 号の質疑を行います。質疑はありますか。

前田議員。

○**議員（7 番 前田 昇君）** 7 番、前田です。この電気設備の工事においては、先ほどの建築と同じような扱いで共同企業体でされたと思うんですが、3 企業体ということで指名競争でいうと 3 社というのは非常に少ない感じがするんですが、先ほどの説明の県の基準にあうものとか、何かそういった要件があったのか、なかったのか、まあいずれにしても 3 社に絞ったということは従来の入札からいうと少ないように思いますが、どういった経過だったのでしょうか。以上です。

○**議長（山路 有君）** 橋田福祉保健課長。

○**福祉保健課長（橋田 和久君）** 前田議員の質問にお答えします。この電気工事の指名させていただきました業者につましても、先ほど来述べております鳥取県の建築業者審査結果を基に指名をさせていただきました。その中で米子地区で電気の格付けの A というランクの社が 7 社ございまして、その 7 社を予備指名ということで案内させていただき、その中でタッグ組まれたのが 3 社であったということでございます。以上です。

○**議長（山路 有君）** 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） すみません、ちょっと経過で、その7社米子地区のAが7社で、要する7社にそれぞれ予備指名をしたら、ここでいうと要するに6社がそれぞれタグを組んで参加されたということで、いわゆる1社は共同体を組んで参加はされなかったというふうな考え方ですかね。

まあ、わかりましたが県の審査でAというものについての基準がですね、もちろん信頼できる基準だとは思いますが、ちょっと意味合いでいうとあまりに県に準じた形だけでやっていくのは今後のためにはどうかなという点もちよっとかってながら思うので、それだけは補足しておきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 答弁はよろしいですか。はい。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） つづいて、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 以上で討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり、可決されました。

次に議案第31号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） つづいて、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 以上で討論を終わります。これから議案第 31 号を採決します。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第 31 号は原案のとおり、可決されました。

日程第 9 発議第 1 号

○議長（山路 有君） 日程第 9、発議第 1 号少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

前田教育民生委員長。

○教育民生常任委員長（7 番 前田 昇君） 教育民生常任委員長の前田です。陳情の結果に基づき、以下のような発議を行いたいと思います。発議第 1 号、令和 3 年 6 月 18 日、日吉津村議会議長山路有様、提出者教育民生常任委員長前田昇、少人数学級教・職員定数の改善に係る意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 7 項及び会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書案、改正義務標準法が成立し、小学校の学級編成基準が学年進行により段階的に 35 人に引き下げられる。

今後小学校だけにとどまるのではなく、中学校、高等学校での 35 人学級の早期実現、実施が必要である。さらに、きめ細かな教育をするためには、30 人学級の実現が不可欠である。その上、文部科学大臣も改正義務標準法に関わる国会答弁の中で、30 人学級や中、高における少人数学級の必要性についても言及している。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や、貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。1、中学校、高等学校での 30 人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討する

こと。2、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。3、自治体での国の標準を下回る学級編成基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。令和3年6月18日、鳥取県西伯郡日吉津村議会。衆議院議長以下書面のとおりであります。以上であります。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。この際質疑、討論ないものとし、これから発議第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり、可決されました。

日程第10 発議第2号

○議長（山路 有君） 日程第10、発議第2号地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

橋井総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（3番 橋井 満義君） 総務経済常任委員長の橋井でございます。発議第2号令和3年6月18日、日吉津村議会議長山路有様。提出者総務経済常任委員長橋井満義。地方財政の充実・強化を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出をするものであります。

本意見書につきましては、本日の議会において提出されておりました陳情が全会一致で採択となり、そして本議場において可決されたものであります。

まず、地方財政の充実・強化を求める意見書であります。新型コロナウイルスの出現により、今地方自治体には新に多くの行政需要が発生している。ワクチン接種体制の構築、貿易体制の強化、新しい生活様式への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められている。それと同時に医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持、確保など、少子高齢化の進展とともに従来からの行政サービスに対する需要もこれまで以上に高まりつつある。

しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、また、デジタルガバメント化への対応も迫られている。こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる骨太方針 2018 に基づき 2021 年度の地方財政計画までは、2018 年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきた。しかし、新型コロナウイルスへの対応により、巨額の財政出動が行われる中、2022 年度以降の地方財政が十分に確保できるのか大きな不安が残されている。このため 2022 年度の政府予算と、地方財政の検討にあたってはコロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら歳入、歳出の的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう以下の事項について実現を求める。

以下の事項については、皆さま方お手元に配布のとおりでございます。以上地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。令和 3 年 6 月 18 日、鳥取県西伯郡日吉津村議会、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣地方創生担当、そして同じく経済財政政策担当者宛てでございます。皆さま方よろしくご賛同お願いをいたします。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました、この際、質疑討論ないものとしこれから発議第 2 号を採決します。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、発議第 32 号は原案のとおり、可決されました。

日程第 11 議員派遣の件について

○議長（山路 有君） 日程第 11、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配布のとおり、派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配布のとおり派遣することに決定いたしました。

日程第 12 行財政調査特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 12、行財政調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題と

いたします。行財政調査特別委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規程によりお手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 13 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 13、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。総務経済常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規程によりお手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 14 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 14、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。教育民生常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規程によりお手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 15 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 15、広報広聴常任委員会閉会中の継続調査についてを議題といたします。広報広聴常任委員長から、所管事務のうち会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りいたし

ます、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 16 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 16、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。議会運営委員長から臨時議会を含む次期の議会運営について会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（山路 有君） 以上で本定例会に付議された議案はすべて終了いたしました。これをもって会議を閉じ、令和 3 年第 2 回日吉津村議会定例会を閉会いたします。

午後 2 時 35 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員